

クラウドバンク利用規約
変更の概要及び新旧対照表（平成 27 年 12 月 30 日付改定）

(1) 変更の概要

マイナンバー制度の開始に伴って、クラウドファンディング口座の開設時等にマイナンバーの提出を必要とする旨の規定を設けるとともに、匿名組合営業業者であるクラウドバンク・フィナンシャルサービス株式会社が貸金業者となったことから本事業の内容として営業業者による貸付を追加したものであります。

(2) 新旧対照表

変更箇所には下線を付しております。

変更前	変更後
第1.3条（申込方法等） 1. （省 略） 2. （省 略） ①～③ （省 略） ④ <u>証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）</u> <u>への預託</u> ⑤ （省 略） （新 設） 3. （省 略） 4. （省 略） 第1.6条（クラウドレンディングの取扱い） 1. （省 略） （新 設）	第1.3条（申込方法等） 1. （変更なし） 2. （変更なし） ①～③ （変更なし） （削 除） ④ （変更なし） 3. <u>お客様は、前項のお申込みをするとき、共通番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、番号法その他の関係法令の定めに従って、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。</u> 4. <u>第2項のお申込みの際に申告された住所、氏名又は名称、生年月日、法人の場合における代表者の氏名、共通番号等をもって、住所、氏名又は名称、生年月日、共通番号等とします。</u> 5. （変更なし） 6. （変更なし） 第1.6条（クラウドレンディングの取扱い） 1. （変更なし） 2. <u>お客様は、クラウドファンディング口座において、貸付型クラウドファンディングサービス（以下「ク</u>

変更前	変更後
<p>2. <u>貸付型クラウドファンディングサービス(以下「クラウドレンディング」という)</u>については、第3章の規定及び第3章に規定される本営業者が定めるクラウドバンク匿名組約款の定めに従い取り扱うものとします。</p> <p><u>第1.7条(株式等の取引)</u></p> <p>1. <u>お客様が、第1.3条第2項④のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「社振法」といいます。)</u>に基づく振替制度において取り扱う株式等の取引にかかる振替口座簿において振替決済口座が開設されます。</p> <p>2. <u>振替決済口座は、株式等振替決済口座管理約款に定めるところによるほか、社振法その他の関係法令並びに機構の業務規程その他の関連諸規則の定めに従い取扱うものとします。当社は、お客様から第1.3条第2項④の申込書の提出があったことをもって、これら法令諸規則、機構が講ずる必要な措置及び機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾する書面の提出があったものとして取り扱います。</u></p> <p>第1.8条(本サービスの追加) (省 略)</p> <p>第1.9条(届出) (省 略)</p> <p>第1.10条(個人情報の取扱い) 当社は、お客様より届け出られた氏名、住所、電話番号等のお客様を特定しうる個人情報を、注意を払い適正に管理し、別に定める個人情報保護方針により取扱うものとします。</p>	<p><u>クラウドレンディング」といいます。)</u>の出資金の払込み、分配金・清算金の支払いその他本匿名組合に関する取引につき発生する金銭の授受等のすべてを処理するものとします。</p> <p>3. クラウドレンディングについては、第3章の規定及び第3章に規定される本営業者が定めるクラウドバンク匿名組約款の定めに従い取り扱うものとします。</p> <p>(削 除)</p> <p>第1.7条(本サービスの追加) (変更なし)</p> <p>第1.8条(届出) (変更なし)</p> <p>第1.9条(個人情報等の取扱い) 当社は、お客様より届け出られた氏名、住所、電話番号等のお客様を特定しうる個人情報及び個人番号を、注意を払い適正に管理し、別に定める個人情報保護方針により取扱うものとします。</p>

変更前	変更後
<p>第1.11条（法令等の遵守） （省 略）</p>	<p>第1.10条（法令等の遵守） （変更なし）</p>
<p>第2.14条（注文の照会） お客様が本サービスを利用して行った取引の注文等の内容は、本サービスおける画面により照会することができます。なお、<u>当社は、原則として、取引報告書及び本サービスにおける画面以外でお客様に取引の注文等の結果等をご連絡することはありません。</u></p>	<p>第2.14条（注文の照会） お客様が本サービスを利用して行った取引の注文等の内容は、本サービス<u>における画面により照会</u>することができます。</p>
<p>第2.18条（入出金） 1. お客様が当社に金銭を預け入れるときは、ご本人名義により、当社が指定する銀行口座へのお振込みにより行うものに限ることとし、当社は銀行振込みによる入金を確認した後に、お客様の口座へ入金するものとします。</p>	<p>第2.18条（入出金） 1. お客様が当社に金銭を預け入れるときは、ご本人名義により、当社が指定する銀行口座へのお振込みにより行うものに限ることとし、当社は銀行振込みによる入金を確認した後に、お客様の口座へ入金するものとします。なお、入金に要する銀行振込手数料はお客様の負担とします。</p>
<p>2.～4. （省 略）</p>	<p>2.～4. （変更なし）</p>
<p>第3.5条（貸付の実行、債権の譲受け） 1. （省 略） 2. 前項のほか、本営業者は、選択された投資ポジションに合致する貸付債権（売掛債権を含む。以下同じとします。）<u>を購入することができるものと</u>します。 3. 前二項にかかわらず、本営業者は裁量により、<u>各投資ポジションに合致しない（投資タイプを異にするものを含みます。）貸付を実行すること又は貸付債権を譲り受けることがあるもの</u>とし、お客様は予めこれを承諾するものとします。また、<u>当社は、各投資タイプに合致する借入希望者又は債権譲渡希望者が発掘された場合においても、その裁量によって貸付を実行しないことがあるもの</u>とし、お客様は予めこれを承諾するものとします。</p>	<p>第3.5条（貸付の実行、債権の譲受け） 1. （変更なし） 2. 前項のほか、本営業者は、選択された投資ポジションに合致する貸付債権（売掛債権を含みます。以下同じとします。）<u>として本営業者又は当社によって発掘された債権譲渡希望者の債権を譲り受けることができるものと</u>します。 3. 前二項にかかわらず、本営業者は裁量により、<u>お客様が本匿名組合契約に基づき本営業者に出資した出資金の2分の1未満の額を、本匿名組合員が選択した投資ポジションとは投資タイプを異にする貸付を実行し又は貸付債権を譲渡希望者から譲り受けることができるもの</u>とし、お客様は予めこれを承諾するものとします。また、<u>本営業者は、各投資タイプに合致する借入希望者又は債権譲渡希望者が発掘された場合においても、その裁量によって貸付を実行しないこと又は貸付債権を譲り受けないことがあるもの</u>とし、お客様は予めこれを</p>

変更前	変更後
<p>第 3.6 条（債権の買取、管理及び回収）</p> <p>1. <u>第 3.5 条により当社が貸付により取得した債権及び発掘した債権譲渡希望者が譲渡を希望する債権を、本営業者は購入するものとします。</u></p> <p>2. 本営業者が取得した貸付債権において、返済遅延その他の債務不履行が生じた場合、債務者に対する督促、交渉および回収は、その方法、内容（サービサーへの売却、訴訟提起、分割弁済合意、一部債務免除、その他）を含め、すべて本営業者の判断によって行うものとし、匿名組合員は、一切の債権回収行為に<u>関与することができないもの</u>とします。本営業者又は当社は、かかる判断について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負担しません。</p> <p>第3.7条（投資リスク）</p> <p>1. （省 略）</p> <p>2. 本営業者又は当社は、お客様に出資金相当額の返還を保証するものではありません。本営業者と本営業者が取得した貸付債権における返済遅延その他の債務不履行のリスクは、<u>第3.6条1</u>により本匿名組合が貸付債権を購入した場合、すべてお客様が負担するものとします。ただし、匿名組合員の損失の分担額は、出資金の合計額を限度とします。</p> <p>3. （省 略）</p> <p>第4.1条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 改名、転居など届出事項に変更がある場合は、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に<u>お届けください。</u></p> <p>2. 当社が指定した認証コードを失念又は喪失した場合は、速やかにその旨を当社に<u>お届けください。</u></p> <p>3.～5. （省 略）</p>	<p>承諾するものとします。</p> <p>第3.6条（債権の管理及び回収）</p> <p>（削 除）</p> <p>本営業者が、<u>第3.5条第1項又は第2項の規定によって取得した貸付債権</u>において、返済遅延その他の債務不履行が生じた場合、債務者に対する督促、交渉および回収は、その方法、内容（サービサーへの売却、訴訟提起、分割弁済合意、一部債務免除、その他）を含め、すべて本営業者の判断によって行うものとし、匿名組合員は、一切の債権回収行為に<u>関与することができないもの</u>とします。本営業者又は当社は、かかる判断について、当社に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負担しません。</p> <p>第3.7条（投資リスク）</p> <p>1. （変更なし）</p> <p>2. 本営業者又は当社は、お客様に出資金相当額の返還を保証するものではありません。本営業者と本営業者が取得した貸付債権における返済遅延その他の債務不履行のリスクは、<u>第3.6条第1項</u>により本匿名組合が貸付債権を購入した場合、すべてお客様が負担するものとします。ただし、匿名組合員の損失の分担額は、出資金の合計額を限度とします。</p> <p>3. （変更なし）</p> <p>第4.1条（届出事項の変更等）</p> <p>1. 改名、転居など届出事項に変更がある場合は、お客様は所定の手続きによって遅滞なく当社に<u>届け出る</u>こととします。</p> <p>2. 当社が指定した認証コードを失念又は喪失した場合は、速やかにその旨を当社に<u>届け出る</u>こととします。</p> <p>3.～5. （変更なし）</p>

変更前	変更後
<p>6. お客様あてになされた<u>クラウドファンディング口座</u>に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の事情により延着し又は到達しなかった場合、当社及び本営業者は通常到達すべき時点をもって到達したものととして取扱うことができるものとします。</p>	<p>6. お客様あてになされた<u>本サービス</u>に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の事情により延着し又は到達しなかった場合、当社及び本営業者は通常到達すべき時点をもって到達したものととして取扱うことができるものとします。</p>
<p>第4.2条（免責事項） （省 略） （1）～（7） （省 略） （8）当社所定の証書等に記載された内容とおお客様の届出事項（当社が別途定めるお客様の場合は印影を含む。）を相当の注意をもって照合し、本規約に定める本人認証をもって相違なきものと認めてお預りした金銭又は有価証券その他の財産を返還した場合 （9）所定の手続きにより返還のお申出がなかったため、又は証書等に記載された内容や客観的事実とおお客様の届出事項（当社が別途定めるお客様の場合は印影を含む。）が相違するため、又は本規約に定める本人認証ができなかったためにお預りした金銭又は有価証券その他の財産を返還しなかった場合 （10）～（13） （省 略） （新 設） （14） （省 略）</p>	<p>第4.2条（免責事項） （変更なし） （1）～（7） （変更なし） （8）当社所定の証書等に記載された内容とおお客様の届出事項（当社が別途定めるお客様の場合は印影を含みます。）を相当の注意をもって照合し、本規約に定める本人認証をもって相違なきものと認めてお預りした金銭又は有価証券その他の財産を返還した場合 （9）所定の手続きにより返還のお申出がなかったため、又は証書等に記載された内容や客観的事実とおお客様の届出事項（当社が別途定めるお客様の場合は印影を含みます。）が相違するため、又は本規約に定める本人認証ができなかったためにお預りした金銭又は有価証券その他の財産を返還しなかった場合 （10）～（13） （変更なし） （14）<u>お客様から届出事項もしくはその変更についてお届出がないことにより、お客様に対して当社がした通知が到達しなかった場合</u> （15）（新 設）</p>
<p>第4.3条（解約事由） （省 略） （1） <u>（2）お客様が保護預かり口座を解約したとき</u> （3）～（14） （省 略） （新 設） （新 設）</p>	<p>第4.3条（解約事由） （変更なし） （1）（変更なし） （削 除） （2）～（13） （変更なし） （14）<u>心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難又は不可能となったことを当社が確認したとき</u> （15）<u>お客様よりお預りする資産の全部又は一部が犯</u></p>

変更前	変更後
(新 設)	<u>罪行為により不正に取得したものであると当社が判断したとき</u>
(新 設)	<u>(16) お客様について破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始、又は日本国内外におけるこれらに類する倒産手続開始についての申立があった場合、若しくは職権による開始があったとき</u>
(新 設)	<u>(17) お客様が取引金融機関又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき</u>
(新 設)	<u>(18) お客様が支払不能、支払停止となったとき</u>
(新 設)	<u>(19) お客様について仮差押、差押、仮処分、強制執行、競売等の申立てがなされたとき</u>
(新 設)	<u>(20) 住所変更を怠るなどして当社からの連絡が取れない状態が相当期間継続し、当社からの連絡が不可能であると判断したとき</u>
(新 設)	<u>(21) 当社が、口座名義人に対し本人確認に応じるよう相当の期間を定めて求めたにもかかわらずこれに応じないとき</u>
(15)～(19) (省 略)	<u>(22)～(26) (変更なし)</u>
第4.4条 (解約時の取扱い)	第4.4条 (解約時の取扱い)
(省 略)	(変更なし)
(1)・(2) (省 略)	(1)・(2) (変更なし)
(新 設)	<u>(3) クラウドファンディング口座からクラウドレンディングについて出資されその全額 (毀損した元本がある場合にはその毀損した元本に相当する金額を除きます。以下同じ。) の返還を得ていない出資金がある場合及びその全額の分配を受けていない分配金・清算金がある場合には、その全額の返還及び分配がなされるまでの間、新たに出資金を払い込むことはできないものとし、その全額の返還及び分配が完了した後に速やかにこれを返還します。</u>
(新 設)	第4.9条 (分離独立性)
	本契約のいずれかの条項が違法または無効とされたとしても、他の条項についてその適法性又は有効性に何らの影響をも及ぼさないものとし、お客

変更前	変更後
	様はあらかじめこれに同意するものとします。

以上